

シンポジウム「意思決定に困難を抱えた人たちを地域においてどう支えるべきか～家庭裁判所及び弁護士に関わり方を含めて～」を実施しました！

高齢者・障害者支援センター運営委員会委員長  
伊都橋本地域地家裁支部設置推進本部本部長代行  
堀 江 佳 史

1 2024年7月19日、橋本市教育文化会館において、「意思決定に困難を抱えた人たちを地域においてどう支えるべきか～家庭裁判所及び弁護士に関わり方を含めて～」と題してシンポジウムを実施しました。

現在、認知症や知的障害を有する方など、自ら意思決定をすることに困難を抱えた方に対して法的枠組みで支援を行う成年後見制度は、法制審議会において改正の議論が行われるなど、大きな分岐点に立っています。法律改正の詳細な点については、様々な資料や文献がありますので、そちらをご覧頂くこととしますが、どのような改正になろうと、ご本人の意思決定を親族や専門家などの他人が代わりに決定する（代理・代行決定）のではなく、ご本人の意思決定を支援することが重要であるという理念が大切になるものと考えられます。

しかし、橋本市など、少子高齢化のまっただ中にある和歌山県において、そのような重要な理念に基づく実践が可能なのでしょうか。とりわけ、IT技術が普及し、新型コロナウイルスの流行も相まって、WEB上で会議や面談を実施することに抵抗がなくなった今、成年後見制度を担う専門家や家庭裁判所は、どのような体制整備が求められるのか、成年後見分野、とりわけ、意思決定支援などに精通された著明な精神科医を始め、佐渡島、久留米市など全国から問題意識を有する方に橋本市にお越し頂いて議論しました。

おかげさまで、福祉関係者や議会関係者など約100名にご来場頂きました。ここでは、その概要をご報告させていただき、今後の取組に向けてのステップとするとともに、全国の過疎地域との連携に向けた第一歩になればと存じます。

2 まずは、千葉大学社会精神保健教育研究センター教授の五十嵐禎人先生から、「精神科医から見た成年後見に関する意思決定支援」と題して、基調講演を頂きました。

五十嵐禎人先生からは、様々な「能力」概念についての説明をいただき、意思決定に必要な機能的能力は処理すべき情報の量によるとの指摘があり、意思決定能力の相対性について言及されました。そして、本人の能力評価を適切に行うためには、本人の「背景要因」を考慮した判断が必要であると論じ、たとえば、財産管理能力であれば「背景要因」としては、本人の医学的あるいは精神医学的状态、財産管理に関する本人の思考・行動、本人の経済状況等に関する客観的な事実、社会的関係などがあると指摘されました。

これを踏まえ、現行の成年後見法制度が、本人の行為能力の制限を伴う制度であることにも鑑み、鑑定や調査官面接が「手続の公正さの保障」の観点からも重要であるとされましたが、現在、これらが大幅に省略されている実務運用に注意喚起がなされました。

そして、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（[「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」について（意思決定支援ワーキング・グループ） | 裁判所（courts.go.jp）](#)）や、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（[0000212396.pdf（mhlw.go.jp）](#)）などの、意思決定支援に関する各種ガイドラインが説明され、障害者権利条約を踏まえ、客観的指標に基づく医学的能力概念である従来考え方（意思能力）から、支援（背景要因）も含めて判定する社会的な能力概念である新しい考え方（意思決定能力）に、パラダイムシフトがなされている旨の説明がありました。

- 次に、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局社会福祉課地域福祉班の則岡麻耶子氏から、和歌山県内の各自治体に対して行ったアンケート結果を踏まえ、県内の自治体が家庭裁判所や弁護士会等の法曹関係者に求めることを報告して頂きました。

このアンケートは、2023年10月5日に長野市で行われた日本弁護士連合会の人権擁護大会シンポジウム第2分科会の開催に際して、全国の8道府県に実施されたアンケートと同様の内容を和歌山県内の自治体に対して行って頂いたものです。和歌山県としても、県内の自治体が法曹関係者にどのようなことを望んでいるか、また、どのような課題があるかを把握する上で有意義であると理解してこのような対応をして下さったものと思われまます。

アンケート結果は、概ね、全国的な傾向と同様であり、家庭裁判所と

も当会とも、県内の63%の自治体において連携が取れているとの結果であり、近時の成年後見制度利用促進法に基づいて、当会も専門職団体の一員として、市町村と連携を図ってきた成果が表れているとともに、依然、37%の自治体とは連携を図ることができていないことから、今後、一層の取組みが求められるものと考えられます。

そして、各自治体が家庭裁判所や弁護士会と連携を図る上では、やはり、相互に「顔の見える関係」があることが有意義であることが指摘されました。今後、和歌山県にも、相互に「顔の見える関係」を構築することができるよう、ご協力を頂けるようであり、大変心強い限りです。

- 4 その後、私から、前記人権擁護大会の実行委員として、2023年にイギリスに視察に伺った報告をさせていただきました。

イギリスの成年後見法制度は、2005年改正以降、身上保護に関する事案が増加していることを報告し、財産管理に関する事案とは異なり、身上保護に関する事案は、それぞれの地域で審理される必要があることに鑑み、新たにブリストルにも家庭裁判所支部が設置されたことを報告しました。

- 5 以上の講演及び各報告を踏まえて、最後に、再度、五十嵐禎人先生にご登壇頂き、佐渡島からは意思決定支援を実践しておられる本間奈美氏、福岡県久留米市からは地域司法を担う弁護士の高峰真先生にも加わって頂き、私がコーディネーター役として、パネルディスカッションを実施しました。

本間奈美氏からは、意思決定支援における基本視点として、「本人中心主義」が述べられ、本人が意思決定をするために、本人が理解しやすい形で情報提供されている必要があると指摘されました。そのためのツールとして、イギリスで開発されたトーキングマットというツールが紹介されました。

高峰真先生からは、地域司法を支える裁判所の体制として、2022年2月5日に行われた九弁連支部交流会で述べられた発言の要旨として、裁判官の執務態勢について言及されました。それは、WEB会議を用いるのであれば、裁判所の内部で用いるのが良い、すなわち、裁判官は地域の裁判所においても常駐し、都市部の裁判官が不足する場合には、WEB会議を用いるなどして、都市部の業務をサポートするということ

です。

また、五十嵐禎人先生からは、精神科医として、意思決定支援を行う上で、また、障害のある方とのコミュニケーションを図る上で、そして、そのような方の生活環境やその方の意思や選好を把握する上で、最初からWEB会議というのは適切ではない、少なくとも、最初はリアルで対面した上で、2回目以降については、WEB会議による面会なども用いて充実した意思決定支援を行うことが良いのではないかという趣旨のご意見を頂きました。なお、WEB会議でも、全く面会をしないよりはましではあるとの指摘もありました。

- 6 今回のシンポジウムを経て、意思決定に困難を抱えた方の支援については、直接対面することの重要性が認識できたように思います。そのためには、伊都・橋本地域においては、成年後見制度を運用する上でも、和歌山家裁妙寺出張所において実質的な事務を執り行い、積極的に活用することが必要ではないかと考えました。

仮に、和歌山家裁本庁やその他の都市部で裁判官が不足する時には、そういう時こそ、WEB会議を用いて都市部の業務をサポートするのが良いように思います。

とりわけ、今後は、成年後見業務においても財産管理よりも身上保護が重要になってくるものと思われまますので、むしろ、各地に裁判官や家裁調査官が常駐し、意思決定に困難を抱えた人に直接対面してその状況などを把握することが必要ではないかと思われました。

今後、このような点も忘れられることなく議論が進められるよう、他の地域とも連携して、地方からもしっかりと発信して参りたいと思います。